

大規模な盛り土・切り土には申請が必要です

浜松市では令和7年5月26日から「宅地造成及び特定盛土等規制法」(通称「盛土規制法」)の運用が開始され、本市全域が規制区域となりました。浜松市内で一定規模以上の盛り土・切り土を行う場合には、**事前に市の許可**が必要です。

盛り土・切り土を行う際には相談を

- ・1mより高く盛り土をする場合
- ・2mより深く切り土をする場合
- ・30cmより高く盛り土または深く切り土をし、その面積が500㎡を超える場合

許可が必要となる可能性が高いもの

- ・自分の土地に土砂を置かせる行為
- ・大規模な盛り土・切り土を伴う農地造成

※農地で行われる通常の農作業や農地管理の盛り土・切り土については、許可が不要な場合があります。詳しくは農業委員会事務局にご相談ください。



⚠ 一定規模以上の盛り土・切り土を許可なく行くと…

工事主だけでなく工事施工者、土地の所有者(土地の持ち主、土地を貸した者)、土地を管理している者、土地を使っている者にも罰則が科せられることがあります。*最大で拘禁刑3年以下、罰金1,000万円以下(法人の場合、罰金3億円以下)

例えば…こんな場合が対象になります

- ・自分の土地や借りている土地で、許可なく一定規模以上の盛り土・切り土をした場合
- ・自分の土地を他の人に貸していて、その人が勝手に一定規模以上の盛り土・切り土をした場合

土地所有者の皆さまへのお願い

- ・土地を貸している場合も、定期的に現地を確認してください。
- ・適切な農地管理へのご協力をお願いします。

市民の安心・安全な暮らしを守るため、常時職員によるパトロールや衛星監視、市民からの通報受付を行っています。

盛土規制法に関する情報については浜松市のホームページをご覧ください。



危険な盛り土・切り土を発見したときはLINEまたはLoGoフォームで通報することができます!



お問い合わせは 盛土対策課 TEL. 457-2307

浜松市役所 農業 担当窓口

【業務時間/平日 8:30~17:15】

担当窓口	お問い合わせの内容
農業水産課 Tel.457-2333	6次産業化、ブランド戦略 海外販路開拓 企業の農業参入
	農業経営塾 食農教育、地産地消 ユニバーサル農業
	浜松パワーフード スマート農業
農業振興課 Tel.457-2331	認定農業者関連事業 認定新規就農者関連事業 家族経営協定
北部農業グループ Tel.523-1113	経営所得安定対策 農業制度資金・利子助成 被災証明
浜北農業グループ Tel.585-1117	農産物の生産振興 畜産振興 市民農園
天竜農業グループ Tel.922-0030	鳥獣被害対策 中山間地域等直接支払交付金
農地利用課・農業委員会事務局 Tel.457-2481	農地の売買・貸借 農地中間管理事業 農地銀行
	地域計画(人・農地プラン) 遊休農地対策、耕作放棄地再生 農地の草刈要請
	農地台帳の登録・変更 農地の相続届出 納税猶予
	農業者年金 農地法許可証明 農地所有適格法人
北部農地利用グループ Tel.523-3106	農地の転用 農用地区域除外・編入 青地・白地の確認
浜北農地利用グループ Tel.585-1118	農地の基盤整備 三方原用水二期事業 土地改良区
農地整備課 Tel.457-2311	農道 農業用水路 農業用排水機場
	水路の草刈、泥上げ 多面的機能支払交付金

農業委員会と農業委員会だよりに関するお問い合わせ・ご意見は、農業委員会事務局までお願いします。

令和7年12月10日発行 発行者:浜松市農業委員会 浜松市中央区元城町103番地の2 浜松市役所本館6階
TEL.053-457-2481 FAX.050-3730-5387 E-mail:nouriyou@city.hamamatsu.shizuoka.jp



はままつ 農業委員会だより 第26号

2025 令和7年12月10日 発行

特集
農業委員会の取り組み …… 1・2
農地の集約化を行いました
農業委員インタビュー
農業委員を中心に農地集積を進めています
農地の貸し借り、適正利用について …… 3
農業振興情報 …… 4
各種お知らせ …… 5~7

表紙写真:田んぼアート「すここんキツネときょうざ」
写真提供:「らびりんすゆうとう」代表 加茂 博子 さん

中央区雄踏町在住の有志が運営する市民団体「らびりんすゆうとう」は、2020(令和2)年から、同町内で田んぼアートに取り組んでいます。6回目となる今年は、地元・雄踏中学校の美術部生徒がデザインを考案し、同中学校の生徒や地域住民らによって田植えと収穫が行われました。
※田んぼアートの公開は10月をもって終了しています。

特集 農業委員会の取り組み

浜松市農業委員会では、委員等と事務局、市・県やJA等の関係機関、地域の農業者らが一体となって、地域農業の課題解決に取り組んでいます。

委員会業務の中心で活躍されている農業委員の活動や、農業委員会で実施している農地利用最適化活動の取り組みを紹介します。

農地の集約化を行いました

農地集積事業(農地の定期的な貸し出し募集)を行っている地区で、貸借地の入れ替え(契約変更)を行い、耕作地を徐々にまとめていくことで作業効率を向上させるための支援を行いました。

集約化の事例 (令和6年度 村櫛臨海地区)

農業者3者で貸借地の入れ替え(契約変更)を行いました。入れ替え前(左図)では、各々1反、2反のほ場で分散していた耕作地が、入れ替え後(右図)は4~6反で一枚の耕作地を確保することができました。



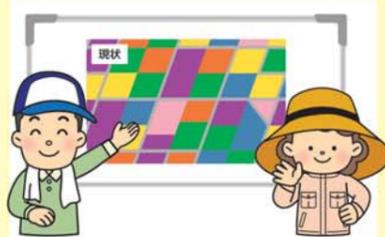
支援の内容

① 農地利用図の作成(現状把握)支援



誰がどこを使っているかなど現状を共有するため、各々の耕作地の位置を落とした農地利用図の作成を支援します。

② 賃借地の入替え(契約変更)の話し合いの開催支援



地域の農業者を集めた賃借地の入替え(契約変更)の話し合いの開催を支援します。作成した農地利用図を基に話し合います。

③ 契約書の作成支援



今までの借地契約の解除書類や賃借地の入替え後の賃借申請書(契約書)の作成を支援します。

農業委員インタビュー



鈴木 緑 委員

令和6年から農業委員に就任し、現在1期目。主に新規就農者相談、農業者年金加入推進、全国農業新聞の購読推進等の特命業務を担当。京丸園(株)総務取締役。

事務局:農業委員に就任して1年が経ちましたが、農業委員会活動を通じて新たに見えてきた課題や感想などはありましたか。

鈴木委員:規模の大小や専業・兼業の別など、営農形態の異なる農家ごとに、それぞれ果たす役割があることが見えてきました。私自身は法人経営で営農していますが、地域農業の発展を考えた時、様々な形態の農家が持続的に耕作を続けられる環境が望ましいように思います。

事務局:農業委員の活動として、新規就農者の相談業務などに関わっておられますが、新規参入する農業者に対して気を配っていることやアドバイスはありますか。

(※1) 家族経営協定

家族経営を行う農業者が、家族内での農作業・経営管理の役割分担・就業条件等を協定書に明記し、都道府県等の承認を得て締結するもの。協定を結ぶことで、世帯員各人の農業労働の内容や条件が明確になるほか、農業施策上の優遇措置が受けられる。

(※2) しずおか農林水産物認証制度

静岡県による、農林水産物の生産過程での安全性確保の取り組みを審査し認証する制度。



鈴木委員:新規就農者に対しては、現実的に生計を立てられる経営感覚が身に付くような伴走支援を行っていくことが大切だと感じます。逆に、新規就農者の方は、自分1人では困る場面に遭遇したら、人に頼る・人に話を聞くことをしてもらいたいです。農業では、周囲の人から得られる支援や情報が、自身の営農や経営判断に活かせる機会が殊のほか多いです。

事務局:ご自身の農業経験と農業委員としての活動を重ね合わせた時、有効だと感じる農業施策や事例はありますか。

鈴木委員:元々家族経営を行っていましたが、私は子育てとの両立もできる経理の仕事を主に任せられ、役割分担がはっきりしていたので、責任を持って仕事に取り組みました。役割の明確化は、法人化してスタッフが増えてきた現在の経営にも活かされています。「家族経営協定」(※1)の活用は、各農家において家族間での農業経営の意識を高めるのに有効だと思います。また、農業の様々な課題を解決する手法として、生産工程管理の取り組みを認証する「しずおか農林水産物認証制度」(※2)などの公的認証制度もぜひ活用して、持続的な農業を目指して欲しいと思います。

農業委員を中心に農地集積を進めています



森島 倫生 委員
(中瀬・赤佐・鹿玉地区担当)

私の担当する「中瀬・赤佐・鹿玉地区」で農地集積を推進していきます!

私は農業委員として約40年間、浜松の農業に関わってきました。様々な時代の流れを見てきた中で、近年、この地域の農業を時代の変化に合わせて維持・発展していくために農業委員として何が出来るのかを、地域の実情や農業関係者の声などをもとに思索してきました。そして、生産振興と遊休農地対策が必要であることが見えてきました。

しかし、農業委員や行政の力だけではこれを解決することは難しく、地域が主体となって取り組んでいく必要があります。

そこで、農業委員として、農協や土地改良区、農業者などの関係者と連携し、行政のサポートを得て、「農地の有効活用」、「作物の産地化」、「遊休農地の発生防止」の3つを柱に、農地集積を進めています。

※農業委員会の役割の一つに、農地利用の最適化の支援(担い手への農地の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進など)があります。



農地の貸し借り、適正利用について

農地の貸し借りは正式な手続きで

農地の貸し借りには、行政の許可(決定)が必要です。当事者間だけでのやりとり(例:契約書のみの取り交わし、口約束での合意)は農地法違反になります。近年、代替わりなどの際にトラブルに発展するケースが増加しています。安心して農地の貸し付けや営農を行うために正式な手続きをしましょう。

農地中間管理事業

農地所有者と耕作者が貸借条件(賃借料等)を決めて連名で申請します。



貸借方法 中間管理機構(静岡県農業振興公社)が間に入った転貸の方式

契約期間 満期で自動終了(原則10年)

貸し手(農地所有者)のメリット

中間管理機構から確実に賃借料の振り込みを受けることができます。

借り手(耕作者)のメリット

賃借料は中間管理機構が一括で引き落とし個々の農地所有者へ振り込むため、支払いの手間が省けます。

お問い合わせは 農地利用課 農地集積グループ TEL. 457-2836

農地法(第3条許可)

農地所有者と耕作者が貸借条件(期間、賃借料等)を決めて連名で申請します。



貸借方法 農地所有者と耕作者が相対で行う

契約期間 自動更新(賃貸借の場合)

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2485

耕作目的外の利用(農地転用)には許可が必要です

農地を耕作目的以外の用途で利用(農地転用)する時は、農業委員会の許可が必要です。許可を受けずに無断で農地を転用した場合や、許可どおりの事業計画で転用していない場合は、農地法違反になります。違反転用が行われ、行政の是正指導にも従わない場合、以下の罰則が適用されることがあります。

- ・工事の中止、原状回復
- ・3年以下の懲役 または 300万円以下の罰金

農地の転用を検討される際は、農業委員会にご相談ください。

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2485

農業振興情報

あなたも認定農業者になりませんか?

(1) 認定農業者とは?

「農業経営改善計画」を市等に提出し、認定を受けた農業者をいい、令和7年3月末現在、約1,042名(農林水産大臣認定、静岡県知事認定を含む)の皆さんが認定を受けています。

(2) 認定農業者になるメリットは?

主なものとして、以下の支援事業(一例)が受けられます。(認定農業者になり、地域計画に位置付けられることが条件になります)

- ① 農業制度資金の活用及び金利負担軽減措置
- ② 国・県・市などの補助事業の活用
- ③ 経営所得安定対策
- ④ 農業者年金保険料の国庫補助 など

(3) 認定農業者になるための経営目標

- 所得目標** 年間農業所得750万円程度(従事者が1人の場合は400万円)
※中山間地域は年間農業所得600万円程度(従事者が1人の場合は300万円)
- 労働時間** 年間総労働時間…1,800~2,000時間

申請に必要な書類や、認定までの流れについては、浜松市のホームページをご覧ください。



お問い合わせは 農業振興課 担い手支援グループ TEL. 457-2331

令和7年度 浜松市動物被害対策補助金のお知らせ

浜松市では、イノシシ・シカ等の野生動物による農作物の被害を防止するために、電気柵・防護施設等の購入・設置費用に対して補助を行っています。

※ただし、予算が限られているため、申込み多数の場合は補助が受けられないことがあります。

補助対象(購入・設置費用)	鳥獣被害対策基本講座の受講	補助率	補助金上限額
電気柵・忌避効果資材・追払い資材・捕獲わな	受講していない方	経費(税抜き)の10分の2以内	20,000円
	受講した方	経費(税抜き)の10分の5以内	50,000円
防護施設(防護ネット、ワイヤーメッシュ柵、フェンス等)	受講していない方	経費(税抜き)の10分の2以内	80,000円
	受講した方	経費(税抜き)の10分の5以内	200,000円
複合柵(電気柵と防護施設を一体で整備)	受講していない方	経費(税抜き)の10分の2以内	100,000円
	受講した方	経費(税抜き)の10分の5以内	250,000円

※申請前に「鳥獣被害対策基本講座」を受講すると、補助率が「経費(消費税を除く)の10分の5以内(上限額あり)」に優遇されます。

鳥獣被害対策基本講座開催日 要電話予約 主催:浜松地域鳥獣被害対策協議会

開催日	予約締切	開催場所	開催時間	予約先電話番号
令和8年1月30日(金)	令和8年1月23日(金)	天竜区役所 21・22会議室	10:00~11:30	922-0030(天竜農業グループ)
令和8年2月13日(金)	令和8年2月6日(金)	水窪支所 1階会議室A	10:00~11:30	982-0001(水窪支所)

※講座は年11回程度開催。開催情報は市HPに掲載しています。

●補助金申請条件

- ・市税を完納している者であること。(申請時に納付・納入確認同意書へ記入していただきます)
- ・浜松市暴力団排除条例に規定する暴力団員でないこと。(申請時に誓約書を記入していただきます)

詳しい申請手続き・お問い合わせは 農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332 ・北部農業グループ TEL. 523-1113

必ず、電気柵・防護施設等を購入・設置する前にご相談ください。 浜北農業グループ TEL. 585-1117 ・天竜農業グループ TEL. 922-0030 (三ヶ日・引佐・水窪・佐久間・春野・龍山支所でも受付しています)

各種お知らせ

農業者年金で、農業者の老後に安心を!

加入要件

- 国民年金第1号被保険者 ● 年間60日以上農業に従事
- 20歳以上60歳未満(60歳以上65歳未満で国民年金に任意加入している方も加入できます)

6つのポイント

- 1 農業者なら広く加入できます。
- 2 「積立方式・確定拠出型」で少子高齢時代に強い年金です。
- 3 保険料は千円単位で自由(月額2万円～6万7千円)に決められます。
※35歳未満で政策支援加入の対象とならない方は1万円から
- 4 終身年金で、80歳前に亡くなられた場合は死亡一時金が遺族へ支給されます。
- 5 支払った保険料は全額社会保険料控除の対象となり、**税制面で大きな優遇措置**があります。
- 6 一定の要件を満たす農業者には、**保険料の国庫補助**(政策支援加入)があります。



〈政策支援加入の対象者と補助額〉

区分	必要な要件	本人負担の保険料(補助額)			
		35歳未満		35歳以上	
1	認定農業者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
2	認定新規就農者で青色申告者	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
3	区分1または区分2の要件を満たしている者と家族経営協定を締結し、経営に参画している配偶者または直系卑属	1万円	(1万円)	1万4千円	(6千円)
4	認定農業者または青色申告者のいずれか一方を満たす農業経営者で、3年以内に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	1万6千円	(4千円)
5	区分1または区分2の要件を満たしていない者の直系卑属であり、35歳まで(25歳未満の場合は10年以内)に区分1の要件を満たすことを約束した者	1万4千円	(6千円)	-	-

お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481 又は、お近くのJAへ

農地を相続したときは、農業委員会への届出が必要です

相続等で農地法の許可を要せずに農地の権利を取得した方は、農業委員会への届出が必要です。窓口での届出のほか、郵送でも受け付けています。様式や記入例は、浜松市ホームページからダウンロードいただけます。

- 浜松市ホームページ「農地の相続等の届出について」
<https://www.city.hamamatsu.shizuoka.jp/nogyoi/shinko/agri/farmland/sozoku.html>



お問い合わせ・届出書の提出は

農業委員会事務局 TEL. 457-2481
〒430-8652 中央区元城町103番地の2
浜松市役所本館6階

農地を借りてくれる人をお探しの方へ(浜松市農地銀行)

農業委員会では、農地所有者から申し込みのあった「貸したい」「売りたい」農地の情報をホームページ等で公開し、農地を「借りたい」「買いたい」農業者との橋渡しをする農地銀行事業を行っています。農地を借りてくれる人をお探しの方は、農業委員会までお申し込みください。

※申込用紙は農地台帳補完調査(12月中旬頃、各世帯へ郵送)に同封してあります。別途申込用紙が必要な方は、農業委員会までご連絡ください。

今回の申込情報は、令和9年3月末まで登録されます。継続して登録を希望する場合には、毎年お申し込みが必要です。

農地銀行に登録されている農地情報はパソコンやスマートフォンで見ることができます。

- 「浜松市農地銀行」で検索
<https://www.hamanougin.jp/>



お問い合わせは

農業委員会事務局 TEL. 457-2836

農地の草刈りのお願い

あなたの管理する農地に雑草が生い茂っていませんか? 雑草が伸びている農地は草刈りなどを行い、周りに迷惑をかけないようにしましょう。

農地が荒廃すると、周辺環境の悪化につながります

- 雑草が道路に越境し、通行に支障が出ます。
- 害虫の発生や種子・花粉の飛散により、周辺の農地や住宅に被害が出ます。
- 不法投棄や火災につながる恐れがあります。

刈り取った草は放置せず、適切に廃棄処分しましょう。自動刈払機を使うときは、小石や欠けた刃の飛散から目を守るため、ゴーグルの着用を忘れずに!



お問い合わせは 農業委員会事務局 TEL. 457-2481

農作業で堆肥を使用される方へ

農地におかれた堆肥について、市民の方から市役所へ多数の相談が寄せられています。堆肥の臭いを完全に無くすことは困難ですが、農地で堆肥を使用する際は、以下の点に配慮してください。

- 1 堆肥を散布することを事前に近隣の方へ知らせる。
- 2 完熟した堆肥を使用する。(畜産農家は未熟な堆肥を供給しない。)
- 3 農地に堆肥を降ろすときは、できるだけ民家から離れた場所にする。
- 4 農地に堆肥を降ろしたら、速やかに鋤きこむ。
- 5 風雨等天候に注意し、においの発生や堆肥の流出による近隣の方への影響を極力減らす。
- 6 道路を汚した場合には清掃する。



お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170
農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332

農薬の使用や管理に注意しましょう

農薬を使用する際には、農薬の種類・使用方法を必ず確認して適正に取り扱うとともに、周辺農作物等への飛散を防止し、公共施設や住宅地周辺では近隣住民に対して看板・書面等により使用の事前周知に努めるなど、農地の周辺環境に配慮し、悪影響を及ぼすことのないよう十分注意しましょう。

また、盗難・紛失や誤飲等の事故が発生しないよう、鍵のかかる場所に保管するなどして適切に管理してください。

お問い合わせは

農業振興課 生産環境グループ TEL. 457-2332

野焼きは原則禁止です

「野焼き」は、屋外で行う焼却行為のことを指し、**法律では原則禁止**の行為です。

※農業、林業、漁業を営むためのやむを得ない焼却行為は、禁止行為から除外されていますが、近隣から苦情があった場合は、やめていただくことがあります。



お問い合わせは

環境保全課 大気・騒音対策グループ TEL. 453-6170

市街化区域に農地をお持ちの方へ

市街化区域内の一団の農地等で、公害の発生防止や都市環境の保全等に効用があり、継続して農林漁業を行うための土地は、生産緑地地区の指定を受けることができます。

指定を受けた土地は、原則30年間、農地等としての管理義務や建築等の行為制限が掛かりますが、固定資産税・都市計画税等の優遇が受けられます。

- 1 農業の用に供される農地、採草放牧地、林業の用に供される森林、漁業の用に供される池沼で、300㎡以上(※)の面積を有する一団の土地であること。
- 2 公害・災害の防止、農林漁業と調和した良好な生活環境の確保に効用があり、かつ公共施設等の敷地の用に供する土地としても適していること。
- 3 用排水その他の状況を勘案して、農林漁業の継続が可能であること。

※「浜松市生産緑地地区の区域の規模に関する条例」による

お問い合わせは

緑政課 緑地保全グループ TEL. 457-2565